

昭和二十六年二月五日(月曜日)午前十一時三十八分開会

本日^の會議に付した事件

○あん摩、はり、きゆう、柔道整復等
營業法の一部を改正する法律案(内
閣送付)

○委員長（河崎ナツ君） それでは只今から委員会を開会いたします。

見えになつておりますから、あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法の一部を改正する法案に対しまして、なお御説明がございますれば、お伺いしたいと存じます。

○政府委員(東龍太郎君) 御審議を願うことになつておりますあん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法の一部を改正する法律案の改正の点につきまして御説明いたしたいと存じます。

先ず改正の第一点は、法律の題名をあん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法、即ち身分法であることを明らかにしたいという点でございます。

改正の第二点は、**あん摩業**は、**業**、きゆう業又は柔道整復業に關し、す廣告の取締についてでございます。て、医業等につきましては相當嚴重な廣告取締の規定がございますので、そういうふうな例にも従ひまして、一定の事項以外につきましては廣告をし得ないように、第七條の規定を整備いたしました。即ち今までの法律において、は多少不備であつたと思われ、ます点を

整備するというのが第二点でございます。

きゆう、柔道整復営業審議会というの
 がございしますが、そのうち中央の審議
 会と地方の審議会との権限なり、或い
 は所管の事務を明らかにいたしまして、
 て、又その組織等につきましては、こ
 れを法律の中に入れておりませんで、
 それを、政令又は都道府県の規則によ
 つて定める。それと申しますの

は、中央のものは厚生大臣、地方のものは都道府県の知事によつて定めるといふことにいたしました。これは本質的に審議會の内容、構成等を変えるところが目的ではございませんで、他のこのういふふうな審議會を設けますよ、うなものの例にもならないまして、さうにいたしましたのでございます。

第四点は、外地から引揚げて参りま
す人に対する免許の特例の期間が昭和
二十三年十二月三十一日までとなつて
おりますが、これを当分の間という言葉
葉を使いまして、その期間を、特例の
期間を延長いたしました点でございます。

第五点は、これはまあ法律の施行期日は、公布の日とする。但し広告の取締に關します改正規定につきましては、公布の日から起算して六ヵ月を経過した日とするというふうな経過期間を設けました。

以上の五点が改正の主な点と存じますので、簡單ながら御説明を申し上げます。

○委員長（河崎ナツ君） 法案につきま
しての質疑に入りたいと存じますが、
御質問をお願いいたします。

○中山壽彦君 題目でありますが、マツサージというものがあん摩の中に入つてゐるというようにことに従来取扱つておりますが、マツサージのほうのグループでは、これらもはつきり區別してもらいたいというような要望をたびたび聞いておりますが、この点御當局のお考えはどうですか。

○政府委員（東龍太郎君） 現在の法律の第一條で、医師以外の者であん摩、はり、きゆう又は柔道整復を業としようとする云々という規定がございますが、そのあん摩と申します場合にはマツサージを含むということがここで規定せられておるのであります。ここに申しますあん摩師というものにはマツ

サージ師を勿論含んでおるのでございます。併し一面あん摩とマツサージとはそのものの起源からいたしまして、或いは又現在におけるあん摩とマツサージの利用、活用の範囲からいたしまして両者を別個に規定してもらいたないというふうな御意見のありますことは、私どもも承知いたしております。

若しあん摩という業とマツサージとい
う業の間にこれをはつきりと区別して
掲げるだけの相違点があるということ
を明確にいたし得ましたならば、この
法律にあん摩を以てマツサージを包括
しないで、あん摩、マツサージと並列
して書くことには私どもは別に何も異
議は持つておりません。ただ不幸にし

て今日まで法制當局等に対して、私どもがこの二つの名前を並列するだけのものにはつきりした相違点を納得するように説明し得なかつたという点に難点がございますので、この点さえ十分に納得せしめ得ましたならば、並列することに対しては、私どもも異存はないのであります。ただあん摩の中にマツサージを含まれておりますが、マツサージを無視するとか或いはそういうふうなことは毛頭考えておりませんので、まあこれは立法技術上の一つの難点というくらいに御了解願いたいと存じます。

○藤原道子君 私どもも絶えずそういうことを言われるのですけれども、どうしても医務局長の御判断でもこれを別個にするだけの何と申しましようか、理論的根拠というような、そういうことではないのですか。見出すことはできないのでしようか。やり方は全然違ふのだけれども、どんなものでございましよう。私たちもわからない。

○政府委員(東郷太郎君) それだけの
まあ専門のかたに聞きますというとな
成るほどいろ／＼な施術の方法等につ
いてやり方が違ふというふうに見えま
すが、併しながら本質的にこれが二つ
の違つたものであるかどうか、あんな
摩、はり、きゆう、というふうなもの

の持つておるような明確な違いのないことはこれは御了解が願えると思うのであります。又、これらの人の要求いたしております修練、教育過程の点等につきましても、殆んど違ひがないと

いう状況でございます。若しそうい
うふうに分けることが必要であるとい
うふうなお考えが、まあ一般の施術を
いたしております者の考えとすれば、
両者が違ふということが今より以上に
拡大せられますように私どもも説明申
上げるし、或いは考えて行かなければ
ならんと存じますが、只今のところど
うもそこまでは納得がせしめ得ないよ
うな次第であります。

○藤原道子君　これはどう私は現わしていいかわからないのですが、結局マツサージ師は、あん摩の中に含むと言われることに非常に感情上の割切れなようなものを持つておるのですね。どうもマツサージをやる人はあん摩とは違うのだということを一つの誇りといえます。しょうか、変なふうな感情が残つておるものですか、どうしても含むといふ文字を入れるならば、明確に別個にしてもらつても、その文字の節約にもならないでしょうから、一つ御研究を願いたいと思います。

○藤森眞治君　只今の局長のお話で、教育過程もそれから修練も大体同じだ、ということですが、そうしてそれがあんな塵に分れ、マツサージに分れて末端に行くその過程はどういうふうになつて実際に行つておるのでございませうか。

○政府委員(東龍太郎君) 私も実はよく知らないのですが、今マツサージをやつておる人は大体において従来からマツサージ師ということで營業をやつておつた人で、新しくマツ

サージの学校というものを卒業した者はないということを今聞いたのでございます。あん摩のほうは学校を多数の者が出ております。従つてこれは初めからマツサージのほうはマツサージ師を養成するために作つておりますし、あん摩と言われるほうはあん摩専用の学校ができておるわけでありまして、ただまああん摩という言葉が如何にも何だか余り地位の高くないものを指すように、昔からあん摩上下とか何とか申しましたりするもので、この名前をいやがられておるものと思ひますが、それともう一つは何でもないやうであります、すぐ眼の見えないかたへを連想いたしますし、マツサージという科学性があるやうな感じを興えるというやうな点もあると存じますが、この点につきましては、私も本質的な究明は必ずしも十分とは存じません。なお十分に研究いたしました、そういうふうな感情的な問題以外に、理論的にもこれを並列させる方が適當であるといふことになりまして、そういう工合にいたしたいと存じます。

○委員長(河崎ナツ君) 最初に御提案になりました中山委員は如何がでございますか。
○中山善彦君 今の局長の御答弁では、現在のマツサージ師というものはマツサージの学校を出ていないといふことを承つたが、實際そうなんです。どのくらいですか、マツサージ師は。
○政府委員(東龍太郎君) 私の持つております数で見ますと、マツサージを含めましたあん摩師といふものが、これは大分古うございまして、二十二年未現在という数でございまして、三万八千七百七十八人、そのうちあん摩専門となつておられますのが二万一千九百八十七と申しますからして、大体三万九千、まあ半数や多いくらいがあん摩専門で、あとはマツサージをも併用いたしておるものと思ひます。

○松原一彦君 三万九千でございまして、ざつと。
○政府委員(東龍太郎君) さうでございます。あん摩専門といふのがそのうち約二万二千でございまして。
○中山善彦君 委員長、これはもう一応御研究を願つて頂きたいと思ひます。成るべくならばそういう人々の希望も入れてやるということが別に悪いことではないではなからうかというふうに考えます。

もう一つお尋ねしたいのは、この公に文部大臣の認定した学校と厚生大臣の認定した養成施設といふものは、これは内容に何か差があるのでしようか。
○政府委員(東龍太郎君) これは学校課程、いわゆる教科課程等には何らの差がないと存じます。ただ学校という名前のあるものは皆文部大臣の指定したものであり、養成所という名前のものは、養成施設は厚生大臣といふだけの違いだと思ひます。内容的には両方とも統一されておるものであります。

○谷口彌三郎君 私からも二、三お尋ねしたいと思ひますが、只今あん摩、マツサージの問題が出ておりました。が、あん摩を養成しているところの学校の数、それからマツサージもやはりやつておると思ひますけれども、マツサージをやつておる学校の数といふやうなものも一つわかつておりますから……。
○政府委員(東龍太郎君) 現在あん摩科といふものを持つております学校は二つでございまして、学校という名前の付いておられますのは二つでございまして。もう二つ、これは養成施設といふことになりまして……今の多少私の言葉が足りないと思ひますが、今申しますのは、厚生省認定の養成施設といふ範疇に入ります施設でございまして、全部で四つでございまして。そのうち二つが学校という字が付いておられます。あと二つは失明者の光明寮でございまして。従つて光明寮は二つとも国立でございまして、学校という名前の付いておられますのは、二つともこれは私立の養成施設でございまして。文部省関係の本当の学校はまだ目下指定せられておるのは、認められたものはないといふことと存じます。

○谷口彌三郎君 マツサージの方はどうでございましてか。
○政府委員(東龍太郎君) すべての施設を見ますと、あん摩、はり、きゅう科といふふうな科になつております。従つてあん摩科の中でマツサージも数えておることと存じます。

○谷口彌三郎君 続いてお尋ねしたいと思ひますが、この柔道整復師、この方には何か養成機関ができておりますでしょうか。
○政府委員(東龍太郎君) 現在養成所で認定いたしましたのは二カ所でございます。東北と大阪とにそれぞれ一カ所ずつでございます。

○谷口彌三郎君 今同提案されております中に審議会の規定が出ておるのですが、これは中央、地方とはつきり分けたやうなふうに書いてありますが、この地方といふのは、無論中央から政令で何かこういふことをやれという機構などの指示があつた通りに地方はやるやうな規定になるのですか。それとも地方は独立して自分だけ思うやうな内容、機構でやるということになるのですか。その点をはつきりして頂きたい。

○政府委員(東龍太郎君) これは只今御質問の前段のごとく中央からの指示に基づきまして、地方において審議会をやるということになるのでございまして、

○谷口彌三郎君 そうすれば、地方では独立して別な機構はやらんということに考へてよろしいと存じますか。
○政府委員(東龍太郎君) お説の通りでございまして。

○藤森眞治君 第二條の「公に認定された学校又は養成施設」という前の規則によりまして、それから今度改正される「文部大臣の認定した学校」、これとはどういふふうな違つて来るわけでございますか。
○政府委員(東龍太郎君) これは具体的に申しますと、或いは内容をより明確にしたといふだけの違いで、内容的には何も差がないといふことであります。

○藤森眞治君 従来の場合に比しますと、公に認定された学校或いは養成施設といふと、都道府県なんかで認定されるということと考へられたのを、これを全部文部大臣や厚生大臣とこういふふうな二つともとれるのですが、

そういう考へ方はございましてか。
○政府委員(東龍太郎君) この種の養成施設につきましては、今までも都道府県で作つた養成施設といふものはないのでございまして、やはり「公に」と規定いたしました当初から全部中央における認定ということにして来ておつたのでございまして。従つてそのことを今回の改正ではつきりと書き替へましたといふだけでございまして、今までつとつと意味ではございまして、今というふうな意味ではございまして、

立法の最初から中央でやるということに進んで参つたのであります。
○谷口彌三郎君 さつきのに續いてお伺ひしたいと思ひますが、この審議会の組織、委員とかいふ内容を一、二少しく詳しくお話願ひたいと思ひます。
○政府委員(東龍太郎君) 先ず中央の審議会につきましては、これは総数十三名中央に審議会委員がございまして、学識経験者四名、それから医師四名、それからこれらにあん摩、はり、きゅう等の専門家の四名、そしてそのほか審議会長があるわけでございます。合計十三名でございまして、それから地方の審議会につきましても、中央と人員並びに構成は同様でございまして。

○藤森眞治君 先ほど養成施設があん摩の学校が二つにそれから養成施設が二つというお話でしたが、全国にかなりたくさん盲学校があると思ひますが、これは皆やつておるのでしょうか、これはどちらに入るのでございましてか。
○政府委員(東龍太郎君) 盲学校は文部省系統の盲学校がございまして、そうしてそこであん摩を教えております

が、これらのものがまだ正式に文部省から認定された学校とはなっていないので、目下その手続中だということでございます。

○藤森眞治君　そうすると、それは現在どういう資格でやるのですか。厚生大臣はこれを認定しておるわけなんですか、施設としては……、文部大臣はまだ認定していない、併しそこでは現在やっておりますということになりますと……。

○政府委員(東龍太郎君)　今まだ認定になつておりませんが、これは恐らく卒業生が出ますまでには認定になるものと思われませんが、ただ高等学校として、学校の課程としてやつていっている現状だそうであります。

○委員(河崎ナツ君)　ほかに御質問はございませんか。……それは丁度文部初等中等教育局長の辻田さんがいであつていらつしやいますから、前に松原委員から朝鮮人学校の問題について御質疑がございましたので、それについて……。

○松原一彦君　この問題はちよつとデリケートなものがあつますが、速記をとどめて、文部省の関係からさつぱらんに打合けてお聞きした方がよいかと思うのですが、如何でしょうか。

○委員(河崎ナツ君)　皆さん如何でございますか。……それではおとめ下さ

午前十一時四分速記中止

午前十一時三十分速記開始

○委員長(河崎ナツ君)　速記を始め

それでは本日はこれにて散会をいたします。

午前十一時三十五分散会
出席者は左の通り。

委員長　河崎　ナツ君
理事　有馬　英二君
委員　中山　壽彦君
長島　銀藏君
藤原　道子君
藤森　眞治君
谷口彌三郎君
松原　一彦君

政府委員

文部省初等中等教育局長　辻田　力君
厚生省医務局長　東　龍太郎君

二月三日本委員会に左の事件を付託された。

一、国民健康保険事業の危機突破に関する請願(第一七〇号)

一、未亡人に越冬資金支給の請願(第一七三号)

一、はり、きゆう、あん摩療法を社会保険法案中加入するの請願(第一七六号)(第二五六号)

一、理容師法中一部改正に関する請願(第一八〇号)

一、近畿地区に結核コロニー建設の請願(第一八六号)

一、結核後保護施設設立に関する請願(第一八七号)

一、保健婦、看護婦の資質向上および待遇改善に関する請願(第一八九号)

一、ら、研究所設立等に関する請願(第一四〇号)

一、奈良市国立病院の移転等に関する請願(第二四八号)

一、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願(第二五二号)

一、社会保障制度実現に関する陳情

(第一三三号)
一、厚生年金支給額改定に関する陳情(第一四〇号)

一、新医療法実施延期に関する陳情(第一七〇号)(第二八八号)(第六二二号)

一、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する陳情(第四二二号)

一、児童福祉法による措置のために支出する費用の特別補助金繰入の陳情(第四三三号)

第一七〇号　昭和二十五年十二月十八日受理

国民健康保険事業の危機突破に関する請願

請願者　北海道札幌市北四條西六丁目北海道国民健康保険団体連合会理事　長　西田信一外十一名

紹介議員　東龍君　有馬英二君

北海道の国民健康保険の現況は、百近くの保険団体によつて九十万人の被保険者を擁護している。しかるに最近全国的な診療費の急昇と受診率の増加のほか、北海道の特殊事情によつて、北海道の保険団体は給付費額の赤字はもとより、従来の市町村一般会計よりの繰入金および現行の短期融資に依存すること事態にあるから、(一)医療給付費の二割国庫負担、(二)組合および代行法人を含め事業資金の長期貸付、(三)充実した社会保障制度の急速実現等図られたいとの請願。

第一七三号　昭和二十五年十二月十八日受理

未亡人に越冬資金支給の請願

請願者　東京都港区新橋七ノ一

二日本民主婦人協議会
内　小川智子
紹介議員　深川タマエ君

最近の物価高や税金の取立て、失業などによつて国民の生活は極度に困窮しているが、わけても未亡人の生活は最も多量に深刻な状態におかれていてから、これら未亡人に對して越冬資金を支給せられたいとの請願。

第一七六号　昭和二十五年十二月十八日受理

はり、きゆう、あん摩療法が社会保障法案中加入するの請願(二通)

請願者　群馬県前橋市北曲輪町五七群馬県鍼灸按摩マツサージ師会内　田中榮次郎外三千四百六十四名

紹介議員　深川タマエ君

はり、きゆう、あん摩療法は、東洋独特の療法として数千年の歴史を持ち、国民大衆に親しみと信頼を受け、今や国民の保健衛生に欠くことのできない療法となつていながらも、近頃提出を予定されている社会保障法案の医療部門よりこれらの療法が除外されていのは極めて不合理であるから、これら療法の普及と業者の生活安定を図るため、はり、きゆう、あん摩療法を社会保障法案中加入せられたいとの請願。

第二五六号　昭和二十六年一月二日受理

はり、きゆう、あん摩療法を社会保障法案中加入するの請願

請願者　山形県北村山郡山口村

大字乱川二三〇山形県鍼灸按摩マツサージ師会連盟内　小座間光道

紹介議員　小杉繁安君

伝えられるところによると、近く実現を予想される社会保障制度中より、はり、きゆう、あん摩療法が除外されることであるが、本療法は、世界最古の医療として東亞に生れ、わが国においても長い歴史と伝統を保つてきたところのもので治療効果の大と施術料の割安なために国民の大半からいままお根強い信頼と支持を得ており、万一右のことが事実となれば十万人に及ぶ国民業者は悲惨な境遇に陥るから、該制度中はり、きゆう、あん摩療法を加えられたいとの請願。

第一八〇号　昭和二十六年一月五日受理

理容師法中一部改正に関する請願

請願者　東京都墨谷区千駄谷五ノ九九一全国理容連盟内　池田重吉外一名

紹介議員　藤森眞治君

現行の理容師法は、昭和二十三年制定されたものであるが、その後技術面の急速なる進歩と国民の保健衛生に對する関心がいじめるしく高まつたため、幾多の不合理や欠点が生じ、すみやかなる改正が必要となつていから、理容師法の一部改正を実施せられたいとの請願。

第一八六号　昭和二十六年一月五日受理

理容師法の一部改正を実施せられたいとの請願

請願者　山形県北村山郡山口村

昭和二十六年二月五日【参議院】

参議院

参議院

参議院

参議院

参議院

参議院

参議院

参議院

参議院

近畿地区に結核コロニー建設の請願

請願者 兵庫縣有馬郡三輪町国
立兵庫療養所内 富成
修三

紹介議員 藤森眞治君

結核の撲滅には、予防、治療、後保護の三段階のいずれかの一つが不完全であつても目的を達成することができないのであるが、わが国の現状は予防、治療のみに重点がおかれ、現在各療養所で行つてゐる作業療法による社会復帰では再発の可能性が非常に高いから、結核対策の一環として交通の便、食糧の豊富、気候風土の好適等の結核後保護施設設立条件を具備してゐる兵庫縣に近畿地区モデルコロニーを建設せられたいとの請願。

第一八七号 昭和二十六年一月九日受理

結核後保護施設設立に関する請願

請願者 徳島縣麻植郡西尾村国
立徳島療養所内 村山
速男外三百五十一名

紹介議員 紅崎みづ君

結核の輕快した者が、その後相当期間医療管理を受けながら働いてくれる後保護施設は極めて重要な施設である。しかるにわが国においてはこの施設がないため、折角快方に向つても自宅療養ができず、結核の治療上重大な問題となつてゐるから、すみやかに結核後保護施設を設立せられたいとの請願。

第一八九号 昭和二十六年一月十六日受理

保健婦、看護婦の資質向上および待遇改善に関する請願

請願者 富山縣富山市西公文名
六富山県療養者同盟
内 小田誠

紹介議員 井上なつゑ君

保健婦および看護婦は、国民の保健衛生上極めて重要な役目を持つてゐるから、素質学識共に優秀な人材を要求されてゐる。しかるにこれらの者に対する待遇や給与の現状は根本的に改善しなければならぬ状態にあるから、保健婦、看護婦の資質を向上させる施策を講ずるとともに待遇改善についても必要な対策を実施せられたいとの請願。

第二四〇号 昭和二十六年一月二十五日受理

研究施設等に関する請願

請願者 東京都北多摩郡東村山
村秋津多摩全生園内
渡辺清二郎

紹介議員 井上なつゑ君

プロミンによる治療が始められて以來、いゝ療養患者は希望を持つて療養生活を續けてゐるが、さらにいゝ問題の早急な解決を期するため、(一)いゝ研究所を設立すること、(二)療養所諸施設の整備予算を増額すること、(三)療養慰安金を増額すること、(四)患者の作業慰安金を五割増額すること等必要な処置を実施せられたいとの請願。

請願。

第二四八号 昭和二十六年一月二十五日受理

奈良市国立病院の移転等に関する請願

請願者 奈良市長 片岡安太郎
紹介議員 新谷寅三郎君

奈良市には公営病院として僅かに国立病院と極めて小規模な日本赤十字病院の他になく、民営のものも見られるべきものがない、しかも国立病院は市の東南隅にあつた地理的に極めて不便である上に、建物施設共に急造の旧陸軍病院を引續いだ貧弱なものであり、当市としても財政上直ちに市民病院の建設は不可能であるから、市民病院に代る施設として国立病院を市の中心地帯に移転すると共に諸施設を充実せられたいとの請願。

第二五二号 昭和二十六年一月二十六日受理

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願

請願者 長崎市桜町三六長崎県
連合遺族会内 岡部実

紹介議員 藤野繁雄君

今次の戦争において最大の犠牲者となつた全国八百万の遺族の中多くの者が終戦後五箇年を経過した今日なお社会的冷遇のまま放置されてゐるのは、大きな社会問題であるから、戦争犠牲者遺族に物心両面の援助を與えるため、(一)遺族に対して弔慰金を支給すること、(二)戦死者に対する葬儀その他の

行事を一般文民同様に取扱ふこと、(三)遺族中の困窮者を援護すること、(四)遺族の子女育英に特別の考慮を拂ふこと等の援護策を強化せられたいとの請願。

第一三三号 昭和二十五年十二月十九日受理

社会保障制度実現に関する陳情

陳情者 青森縣庁内健康保険組合連合会青森支部内
伊藤四郎

社会保障制度の実現は、勤労者およびその家族の生活安定を図るため極めて重大であるから、本制度のすみやかな実現を図られたいとの陳情。

第一四四号 昭和二十五年十二月二十日受理

厚生年金支給額改定に関する陳情

陳情者 香川縣香川郡巨島村
二、八三二 花岡寛一

政府職員その他に対する恩給が、現在の物価指数に依つて相当額にまで改訂されてゐるにもかかわらず、厚生年金の支給額については、昭和二十三年の改正以來何等の改正を見ていないことは、極めて不合理であるから、身体障害福祉法の制定と共に厚生年金支給額を改定せられたいとの陳情。

第一七号 昭和二十五年十二月二十日受理

新医療法実施延期の陳情

陳情者 新潟縣新井市市議會議
陳情者 新井市市議會議

新医療法第七十九條第三項によれば、国民医療法によつて開設許可を受けた診療所および病院の構造設備については、新医療法施行日から三年間、旧法の規定によることができることになつてゐる。しかるに新医療法によれば、入院施設二十床以下の病院あるいは診療所は、明年十月以降入院患者を四十八時間以上収容できないことになり、現在からうじて経営してゐる医療機関は、その活動を停止せねばならず、一般国民の保健上由々しい問題となつてゐるから、新医療法第十三條に関する施行を適當な時期まで延期せられたいとの陳情。

第二八号 昭和二十六年一月二十二日受理

新医療法実施延期に関する陳情

陳情者 新潟縣東頸城郡小黒村
長 横尾正治外二十八名

この陳情の趣旨は、第一七号と同じである。

第六二二号 昭和二十六年一月二十三日受理

新医療法実施延期に関する陳情

陳情者 新潟縣北蒲原郡赤谷村
長 佐藤助太郎外一名

この陳情の趣旨は、第一七号と同じである。

第四二二号 昭和二十六年一月二十

二日受理

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する陳情

陳情者 大分県南海部郡上野村

大字山梨子七三一 宮

脇新七郎外四名

戦争犠牲者遺族の援護強化に関して、第五国会において決議されたことは遺族一同喜びにたえないところであるが、この決議の具現については失望せざるを得ない実情であるから、これら遺族の窮状を救済するため、(一)戦死者は公務のために死没したことを再確認して国家が慰霊の行事を行うこと、(二)遺族に弔慰金を支給すること、(三)困窮遺族を援護すること、(四)遺族の子女に対する育英資金制度の活用等の対策を講ぜられたいとの陳情。

第四三号 昭和二十六年一月二十

二日受理

児童福祉法による措置のために支出する費用の特別補助金繰入の陳情

陳情者 熊本県知事 桜井三郎

児童福祉法による措置のために支出する費用については、先般の地方財政制度の改革に伴い従来の国庫補助予算としての取扱が変り地方財政平衡交付金を含む地方一般財源により賦與されることになり、すでに実行に移されて今日まで七箇月を経過したがその結果県の児童福祉行政面に種々の弊害を発生し、児童福祉の理念の実現にも大きな障害を與えているから、児童福祉法による措置のための費用を再度特別補助

金制度による取扱に移されたいとの陳情。

昭和二十六年二月十二日印刷

昭和二十六年二月十三日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所